# 建設業をめぐる最近の動き

- (1)経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(抜粋)
- (2)地域再生推進のためのプログラム(抜粋)
- (3)建設業の新分野進出を促進するための関係省庁連絡会議
- (4)建設業における労働者派遣に対するこれまでの要望

(1) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004 (抜粋)

平成 1 6 年 6 月 4 日 閣 議 決 定

- 第1部 「重点改革期間」の主な改革
  - 2.「官の改革」の強化
    - (1)予算制度改革の本格化

# (政策群)

・「政策群」については、府省間の連携をより強化し、対象の 拡充に積極的に取り組む(ITを活用した医療の利便性向上、 建設業の新分野進出の円滑化等)

# 第2部 経済活性化に向けた重点施策

- 1.地域再生
  - (3)地域の基幹産業等の再生・強化

# (建設業の新分野進出支援策の取りまとめ)

・地域の中小・中堅建設業の新分野進出への取組が円滑になされるよう、情報提供、中小企業対策や雇用対策の活用、農業、福祉、環境等の分野への進出に係る規制・制度の見直しや構造改革特区の活用、施設の管理運営を行うPFI事業への参入支援等の支援策を関係省庁が連携して本年秋までに取りまとめ、速やかに実施する。

# (2) 地域再生推進のためのプログラム(抜粋)

平成 1 6 年 2 月 2 7 日 地 域 再 生 本 部 決 定

# 3.地域再生の実現に向けた考え方と今回の取組の概要

# (4)地域の基幹産業の再生

建設業の新分野進出など経営革新の促進

(ア)構想策定段階からの総合的な情報提供

地方整備局等ごとに設置された建設産業再生協議会において、関係行政機関、地方公共団体、建設業者団体等と連携・協力して新規 参入分野における市場の動向、規制等の制度、公的融資・助成金等 の支援措置等について総合的な情報提供を行う。

(イ)「企業連携・新分野進出モデル事業」の積極的な活用

地域再生計画に盛り込まれた建設業の新分野進出や資機材の共同 購入等将来的に企業組織・資本の統合に繋がる可能性の高い企業連 携の取組について、「企業連携・新分野進出モデル事業」を積極的 に活用することにより支援する。

(ウ)アドバイザーの派遣

地域再生計画に従って新分野進出等経営革新を行おうとする企業に対し、地方整備局等ごとに確保・養成する専門家(建設業再生アドバイザー)を派遣する。

(エ)各種支援措置の重点実施

建設業の新分野進出などの取組の円滑な実施を図るため、構造改革特別区域制度等の積極的な活用を図る。

(オ)建設業の新分野進出等を促進するための関係省庁連携会議の開催 建設業の新分野進出及び進出分野での建設業の人材・能力の活用 の促進について協議するための関係省庁の連携会議を開催する。

# (3) 建設業の新分野進出を促進するための関係省庁連携会議

#### 1 開催の趣旨

「地域再生のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)に盛り込まれた、「地域の基幹産業である建設業の新分野進出」について、関係省庁が必要な支援に係る情報交換、意見交換を行い、施策の実施等について連携を図ることを目的とする。

#### 2 構成員

厚生労働省職業安定局長 厚生労働省老健局長 農林水産省経営局長 中小企業庁長官 環境省総合環境政策局長 国土交通省総合政策局長

#### オブザーバー

内閣官房地域再生推進室副室長 内閣府政策統括官付参事官(社会基盤担当)

#### 3 開催経緯

#### 第1回 平成16年3月30日(火)

#### 概要

- ・ 建設投資額・建設業者数・就業者数の推移など建設業の現状について説明する とともに、建設業の再生に向けた都道府県の取組、国土交通省の取組などについ て紹介され、それに基づき意見交換が行われた。
- ・ 地域においても関係省庁の連携体制を確立する観点から、国土交通省より、地域プロックごとに設置されている「建設産業再生協議会」への関係省庁の地方機 関等の参加について要請があった。

#### 第2回 平成16年8月27日(金)

#### 概要

- ・ 「建設業の新分野進出促進支援」に関し「政策群」として提案し、関係省庁が 連携して取り組んでいくことについて意見交換がなされた。
- ・ また、都道府県ごとに設置されるワンストップサービスセンターにおける関係 省庁の協力について意見交換がなされた。
- ・ 地域ブロックごとに設置されている「建設産業再生協議会」の開催状況について報告がなされた。

# (4) 建設業における労働者派遣に対するこれまでの要望

### 構造改革特区提案

第4次提案募集(H15.11.1~11.30)

第5次提案募集(H16.6.1~6.30)

# 長野県小谷村

(提案内容)

第4次提案

村内の建設業者が、共同で人材派遣業社を設立して建設業の従業員を1カ 所に登録し、近隣地域若しくは県内の建設会社の依頼に応じて登録者を派遣 第5次提案

建設業を取り巻く状況は厳しさを増しており、従業員の雇用が難しくなっていることから、雇用を維持するため、建設業者がその雇用する建設労働者を近隣地域の他の建設業者へ派遣することを認める

# 地域再生検討要請

提案募集(H15.12.19~H16.1.15)

#### (社)岐阜県建設業協会

(提案内容)

市町村単位で事業協同組合を設立した上で、当該組合に限り、建設労働者派 遣業務の適用除外を緩和

- ・組合の構成員に対してのみ派遣が可能
- ・組合の構成員が、一定期間経過後に合併することが前提

#### 全国規模での規制改革要望

規制改革集中受付期間(H15.11.1~11.30)

規制改革·民間開放集中受付月間(H16.6.1~6.30)

#### 東京商工会議所

(提案内容)

建設業も労働者派遣法の対象業務とする

# 構造改革特区第4次提案 (長野県小谷村より 平成15年11月)

小谷村は、長野県西北部に位置し新潟県との県境にある過疎の小さな村です。主な産業 は冬のスキーを中心とする観光産業と夏場は砂防などの公共事業を中心とする土木建設業 が中心です。平成7年7月に豪雨により災害に見まわれたこと、折からの不況やレジャー の多様化といった要因でその年を境に観光客は減少のいっとを辿り、平成6年をピークに 平成13年には4割減となっています。冬だけでなく、夏場、通年といった観光への取り 組みが急務であります。一方夏場を中心とした建設業は村民にとって最大の雇用の場であ るだけでなく、村の基幹産業として村の発展に貢献し、冬場スキー目当に村内に定住する 若者の絶好の雇用の場でありました。観光同様現在この業種においても経済状況や県の動 向により取り巻く状況は厳しさを増しています。今までは自分のもつ機能・技術を仕事に 生かせていた者でさえも現状は、職場を辞めざるを得ません。そういった者が、一旦職を 離れると、再び同じ職業につくことは難しく、自分の持つ技術・技能を生かせなくなりま す。また基幹産業における離職は離村につながり、本村の抱える問題である過疎化に多大 な影響を及ぼすことにもなります。現在職を求める者のよりどころであるハローワークで すが、そこでは仕事を見つけてくれるわけではありません。企業の求めがなければ職を求 める者の要求に応えられないのです。仮に求めがあっても手続き、時間を考えると労働力 を求める側では必要な時に必要な人材をという場合には即効性に欠け有効とはいえないの です。

そこで今回の提案では、<u>村内の建設業者が共同で人材派遣業社を設立して建設業社の従業員を1ヵ所に登録しておいて近隣地域もしくは県内の建設会社で人材を必要としている場合に依頼をうけ登録者を派遣しようとするものです。</u>現在「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」の第1節第4条では建築業への派遣は出来ないこととなっています。この規制を緩和することにより事業を実現させたいと考えます。働く側では、技術・技能を生かした仕事が行えます。また、雇用する側では派遣元が同業者ということもあり、企業間のネットワークもあり、常に必要な時に必要な人材を確保することが容易になり大きなメリットであると考えられます。労使双方に有効な策あると考えます。

# 構造改革特区第5次提案 (長野県小谷村より 平成15年6月)

規制の特例事項(事項名) 建設業者による同業種への人材派遣の容認

# 規制の特例事項の内容

建設業務の労働者派遣事業を禁止している労働者派遣法第4条第1項第2号の規定について、建設業者同士でその雇用する労働者を融通しあうための労働者派遣を行う場合にはその適用を除外するなど、何らかの形で例外規定を設けることを求めます。

# 具体的事業の実施内容

建設業者が、その雇用する労働者を、近隣地域又は長野県内の建設労働者が不足しているため人材を必要としている建設業者の事業場に派遣するものです。

本村の基幹産業には、観光と並んで建設業がありますが、 近年の経済状況の悪化等により、建設業を取り巻く状況は厳 しさを増しています。このため、村内の建設業者においては、 受注件数の減少もあり、労働者の雇用を維持することが難し くなっているのが現状です。

この提案が実現された場合には、村の基幹産業の柱の一つである建設業の活性化、雇用の維持・安定等の効果が見込まれるものと考えております。

# 提案理由

労働者派遣法第4条第1項第2号により、建設業務の労働者派遣事業を行うことは禁止されていますが、建設業者がその雇用する建設労働者を近隣地域又は長野県内の建設労働者が不足している建設業者の事業場に派遣をすることを認めていただきたいと思います。このためには、労働者派遣法第4

条第1項第2号の規定について、建設業者同士でその雇用する労働者の派遣を行う場合にはその適用を除外するなど、何らかの形で除外することが必要と考えます。

4次提案の際に、厚生労働省からは、1重層的な下請け関 係が発達している建設業務について労働者派遣という別の労 働力需給システムを導入することは雇用の改善の妨げとなる こと、2 従来から中間搾取等の弊害が生じていた建設業務の 分野に労働者派遣を導入することは労働者保護の観点からも 適切でないこと、といった御指摘があったところですが、1 について村の現状を申しあげますと業者の下請けが禁止され、 できない状況になってきており、これにより新たな雇用の改 善の策が必要となってきていること。また2でいう中間搾取 は建設業に限ったこととは言えず、これまでに何らかの弊害 はあったにせよ一般の派遣業等においても中間搾取はあるも のといえるのではないかと思います。そうした中で今回これ に対処策として例えば、派遣の対象となる労働者は派遣元の 建設業者に雇用されている一定の資格等を有する労働者に限 定し単純労務者を排除するとか、派遣契約の当事者はともに 建設業法による許可を受けている適正な建設業者に限るとい ったような要件を付せば、ご懸念のような問題は相当程度軽 減されるのではないかと考えます。

本村の建設業界は、仕事そのものの減少により苦境に陥っております。本村経済の維持・成長を図るためには、本村の基幹産業である建設業分野で雇用を確保することが必要であり、そのためにはこの提案の実現が本村のニーズに合致するということをご理解いただき、ご検討をお願いします。

平成16年1月

(社)岐阜県建設業協会

より地域再生提案

#### 地域再生に係る支援措置提案書

23. 地域再生のためのプロジェクトの具体的内容・効果、支援措置の必要性

#### < 具体的実施内容 >

- ・建設業は、受注産業であり、かつ屋外業務であることから、1社単位では仕事の波が 大きく、時期によっては全く仕事が無かったり、発注のピーク時には人材不足い陥る こともある等。他産業と比べ、年間計画が立てにくい産業である。
- ・他産業では、生産コストを下げるためにあらゆるコスト削減策を行っているが、建設業は労働者派遣法により建設労働者の派遣が禁止されていること、また、地域に根ざした産業として、地域の雇用の確保や、災害時の対応、各種ボランティアへの取り組み等や、建設業法等により、下請契約代金まで公開する等、他産業のようにシビアにコスト削減に取り組みにくい部分も抱えている。
- ・現在、各地域毎に、地域の建設業者で構成する事業協同組合が組織されているが、現 状は各種資機材の共同購入が主たる事業となっている。
- ・地域の建設業の再生を図るため、<u>市町村単位等の小単位で事業協同組合を設立した上で、当該組合に限り、労働者派遣事業の建設業務の適用除外を緩和する</u>ことで、次の効果が現れる。

#### < 労働者派遣法を緩和するための条件 >

- ・建設業者で構成する事業協同組合に限り派遣が出来ることとする。
- ・派遣する労働者は、地域の建設業者が雇用していた者、又は地域に在住する者に限る。
- ・一定期間(3~5年)を緩和期間とし、その後、事業協同組合の構成員は合併することを条件とする。

#### <効果>

- ・受注の減少から債務超過に陥っている中小建設業者は、合併する体力が無く、市場原 理に基づいた淘汰へと向かっている。
- ・一方、建設業は地域に無くてはならない特殊性を持っており、淘汰 = 地域の衰退となり、ある程度の建設業者は生き残る必要がある。
- ・前述したが、建設業の特殊性から、従来型のコスト削減策では限界があり、行政主体 での再編策を打ち出す必要がある。
- ・数社が保有する、資機材や人材を一箇所に集め、有効活用することで、個々の企業の 固定費が削減され、利益確保が可能となる。
- ・債務超過の減少により、合併に向けた体力を確保し、倒産の無い起業再編を目指すことが出来る。

#### 24. 提案概要

- ・各市町村単位程度に事業協同組合を設立する。
- ・事業協同組合の構成員である建設業者が保有する資機材・労務者を組合に移行する。
- ・構成員は必要の都度、組合から資機材・労務者を調達する。
- ・組合が労務者を直接雇用することから、運転資金を国が助成する。
- ・労務者の派遣には、労働者派遣法の規制があるので、合併することを前提とした組合 に対してのみ、緩和することとする。
- ・組合に参加した構成員は、一定期間を置いて組合を解散し、合併するものとする。

地域再生に係る支援措置提案書 別紙 - 2

